

第 2 5 採水口の設置等に関する指導基準

1 趣旨

この基準は、条例第 4 3 条に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2 水源

(1) 「第 2 屋内消火栓設備の設置等に関する指導基準」(以下「屋内消火栓」という。) 2 (1) から (3) まで、(6) から (10) までに準ずること。

(2) 配管の下端の位置が地盤面から落差 4.5 m 以上ある場合は、地盤面から落差 4.5 m 以内の部分の有効水量とすること。ただし、加圧送水装置を設置した場合はこの限りでない。

(3) 「第 1 5 消防用水の設置等に関する指導基準」(以下「消防用水」という。) 4 (2) に準ずること。

3 配管

(1) 「屋内消火栓」4 (1)、(4)、(5)、(7) から (10) 及び (15) に準ずるほか、加圧送水装置等を設置する場合は、同指導基準 4 (11) に準ずること。この場合において、吐出側直近部分の配管には、その表面の見やすい箇所に採水口用である旨を表示すること。

(2) 採水口より下の水源を有する採水口の配管には、ろ過装置を設けること。

4 加圧送水装置

加圧送水装置を設ける場合は、「屋内消火栓」3 (1) から (4) まで及び (6) から (8) までに準じて専用の加圧送水装置(ポンプを用いる加圧送水装置に限る。)を設けること。

5 その他

(1) 条例第 4 3 条 2 項 1 号の「容易に接近することができる位置」とは、おおむね 2 m 以内に接近できる場所をいうこと。

(2) 採水口の結合金具は、連結送水管の送水口付近に設けること。

(3) その他、設置に伴う事項は「消防用水」5 準ずること。

附 則

この基準は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。